

昨年から始まった特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える、数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表され、対象となる地域住民の方々に対して、最大限の警戒を呼びかけるものです。

気象に関するものでは、大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪の6種類があります。地震（緊急地震速報）・津波・噴火については、既存の警報のあるレベル以上を特別警報に位置づけており、地震については震度6弱以上を予想したもの、津波は波高3m超えの大津波警報を、火山噴火については噴火警報（居住地域）を対象にしています。この地震・津波・噴火については、名称に特別警報は用いず、従来どおりの名称での発表となっています。

特別警報が対象とする現象は、1万8千人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災の津波や、日本の観測史上最高の潮位を記録し五千人以上の死者・行方不明者を出した伊勢湾台風の高潮、平成23年台風第12号の豪雨などが該当します。

特別警報が発表されたら、その地域はこれまで経験したことのないような非常に危険な状況にあり、ただちに命を守る行動を取らねばなりません。また、数十年災害の経験がない地域でも、災害の可能性が高まっており油断はできません。

特別警報は警報・注意報などの気象情報と同じく、防災行政無線や広報車などのほか、テレビやラジオといったマスメディア、インターネットなどを通じて対象の地域の方々へ伝えられます。大雨時は、現象の進行とともに段階的に発表される気象情報・注意報・警報を確認して、早め早めの行動をとることが大切です。

市町村から発表される避難準備情報や避難勧告等の情報に注意し、発表されたら直ちに避難所への避難行動をとるか、すでに周辺が危険な場合など、状況次第では家の中で安全な場所に留まるなど、身を守る最善の行動をとりましょう。

（引用：政府広報オンライン）

。

